

## 御　願　い

いつも当社をご利用いただきありがとうございます。皆様にはいよいよご隆盛のこととお慶び申し上げます。

消費税の増税が迫ってまいりました、当社におきましては従来内税として手数料に税を含んで徴収させて頂いておりました又、建基法による確認申請は非課税ですがそれを処理する経費には預かってもいない消費税を納めなければならないという矛盾等、度重なる増税により経営上支障をきたす状況になってまいりました。確認検査機関として責任ある業務を続ける為にマイナスの収支決算が出た場合は、確認検査機関としての指定更新は出来ないこととなっております。

又、平成 20 年の法改正に伴い確認申請の業務促進のため暫定的に事前申請制度が導入されました（関西圏のみ）、行政においては一定の役割は果たしたとして数年でこの制度は廃止されましたが、当社も含め多くの民間機関は申請者の皆様の便宜を図るために建築基準法にはないこの制度が継続されております。本来は訂正を認められない 100% 完成された申請図書で申請されるはずが、事前ということでその審査と訂正の対応に多くの時間を費やし申請処理能力が落ち、代理者様より遅いとのお叱りをいただいております。

以上の様な状況により下記のような方策を取り入れたいと思います。

1. 非課税以外の申請手数料は外税とする。(5%程度のご負担をお願いします。)
2. 天空率・日影図の審査が必要な申請は 1 件につき 5,000 円の徴収をお願いします。
3. 軽微変更届・名義変更届等届け出申請は行政への報告が必要なため経費として 1 件につき 3000 円の徴収をお願いします。

以上諸事情ご賢察のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和元年 9 月  
株式会社 阪確サポート